

## 令和8年度プロフェッショナル人材活用支援業務 仕様書

### 1 業務名

令和8年度プロフェッショナル人材活用支援業務

### 2 事業目的

本事業は、市内中小事業者が抱える経営課題や事業課題（新商品開発、販路開拓、DX 推進等）に対し、高度な専門知識と経験を有するプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）をスポット活用する仕組みを構築し、市内にその文化を醸成・定着させることを目的とする。意欲の高い事業者をモニター事業者として選定・支援し、創出された成功事例を市内に広く普及することにより、市内事業者の主体的な課題解決力の向上および持続的な成長を支援する。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 事業者セミナーの企画及び運営

事業者におけるプロ人材活用の必要性を説き、事業への参加意欲を最大化すべくプログラム作成および相応しい講師を立てること。

#### (2) モニター事業者の選定

プロ人材の活用により成果が見込まれるモニター事業者を5者選定すること。選定方法については、受注者が提案し、発注者と受注者の協議の上で決定すること。

#### (3) プロ人材のデータベース活用等

モニター事業者とプロ人材のマッチングを確実なものとするべく、特定の媒体に依存しない広範なデータベースから最適な個人を選定できるよう企画すること。プラットフォーム数は3つ以上でトータル30万人超のデータベース活用とする。

また、データベースに登録する個人に対しスカウトメール等を活用したプッシュ型での応募喚起機能を有すること。

#### (4) モニター事業者とプロ人材のマッチング支援

モニター事業者とプロ人材のマッチングは原則各社1名となるよう効果的な伴走支援体制で業務にあたること。また、事業者と外部プロ人材との面談実施時には受託者が必ず同席し、面接の進行を行うこと。また、人材選定のポイントや契約時の注意事項に関する知識を提供し、支援終了後も事業者が自ら外部プロ人材を活用できるようにノウハウを伝えること。

(5) モニター事業者とプロ人材のプロジェクト支援

プロ人材の業務委託期間は原則3か月以上とし、マッチング成立後、事業者とプロ人材のプロジェクトが滞りなく進行するよう支援すること。

また、支援終了後もモニター事業者が自らプロ人材を活用できるようにノウハウを伝えること。

(6) 発注者への報告

本事業の進捗状況等について適宜、発注者に報告を行うこと。事業完了時には、本事業の実施データを取りまとめ業務報告書として作成し、電子データで提出すること。実施データには以下の項目を必ず記載すること。

ア モニター事業者概要

イ プロ人材を活用したモニター事業者のプロジェクト及び課題概要

ウ 活用したプロ人材概要

エ マッチングからプロ人材の業務委託期間満了までのスケジュール及び経緯

オ プロ人材活用にかかる定量的指標を含む成果

カ その他上記項目を補足する事項

(7) その他自由提案

上記(1)～(6)に加え、事業をより良くする目的にて参加者の自由提案を受け付ける。

5 成果品

(1) 成果品

事業の実施データを取りまとめた業務報告書（電子データ）

(2) 納品方法

電子メールまたは受注者が用意した記録媒体（USBメモリやDVD-R等）

6 業務の管理・支援体制

(1) 受注者は業務全体を把握する委託業務実施責任者を置き、市との事務連絡体制を確立すること。

(2) 本業務を遂行するため、3名以上のスタッフによる支援体制を構築すること。なお、チーム内での具体的な役割分担（役割の定義や専門性の活用方法等）を提案すること。

7 支払方法

業務完了払い

8 その他

(1) 受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、当該業務に関連する法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

- (2) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項、個人情報保護法をはじめとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務の履行に際し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と費用負担により解決するものとし、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償すること。
- (4) 受注者は、発注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、再委託の相手方は、東広島市指名除外基準要綱に基づく指名除外期間中の者であってはならない。
- (5) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (7) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。

## 9 問い合わせ

東広島市産業部産業振興課地域産業支援係（東広島市西条栄町8番29号）

電話：082-420-0921

メール：hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp